

港区 共同住宅 宅配ボックス設置費用 助成金交付のご案内

区内にあるマンションの住環境の改善を図り、生活の利便性、機能・向上を促進するために、管理組合などに対して、宅配ボックス設置に要する費用の一部を助成します。



対象となる建築物

1. 区内のマンション(分譲または賃貸)であること。
2. 延べ面積の2分の1以上が居住の用に供されていること。

※ 既に設置工事の契約をしたもの又は既に設置したものは申請できません。

申込対象

- 区内の分譲マンションの管理組合
- 区内の賃貸マンションの経営者(個人または法人)

申込資格

管理組合の場合

- 総会において、宅配ボックスの設置を行うことが総会の議決またはそれに準ずるものにおいて、出席した区分所有者(議決権)の過半数の賛成者がいること。
- 総会において、宅配ボックス設置に要する費用についての予算案が承認されていること。

マンション経営者の場合

住民税または法人税を滞納していないこと。

助成内容

助成対象費用

宅配ボックスの購入費用及び設置にかかる施工費用(撤去費、消費税は除く)

助成対象工事	新設工事	増設工事	更新工事
助成額	助成対象費用の全額		助成対象費用の1/2
宅配ボックス1個あたりの助成額	10万円/個		5万円/個
助成対象の上限個数	総戸数の3割		
助成額の上限	600万円		



令和8年度より新たに、右の項目から2つ以上選択する要件が増えました。

選択要件	問合せ先	
共同住宅防災組織等の結成	防災課 地域防災支援係	03-3578-2516
東京とどまるマンションの登録	東京都マンション課	03-5320-7532
広報みなと(広報紙)の配架	区長室 戦略広報係	03-3578-2036
民生委員・児童委員の訪問活動への協力	保健福祉課 地域福祉支援係	03-3578-2380

※当事業は、申請が予算額に達した場合は、受付を終了致します。

その他の条件

- 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建設されたマンションは耐震診断結果が必要です。
管理組合の場合、耐震性が不足する建物は耐震改修や建替えに向けた検討を行っていることが確認できる書類が必要です。
賃貸マンションの場合は、耐震改修計画の評定が確認できる書類が必要です。
- 検討している設置場所により、増築申請が必要な場合、確認が下りてからの申請になります。
- この制度に基づく助成を受けた後10年を経過するまで、本助成の対象にはなりません。

宅配ボックスの条件

- 港区内共同住宅の共用部分に設置されているもの。
- 収納した宅配物が外部から見えないもので施錠でき、宅配物を安全に保管できるもの。(南京錠で施錠するものは除く。)
- 移設できないよう、アンカー等で共同住宅の躯体等に固定する。
- 未使用でかつ賃貸されたものでない。
- 国が実施する「みらいエコ住宅2026事業補助金交付要綱」による補助における補助対象製品または同等以上と認められる製品。

手続きの流れ

事前相談

製品及び設置工事の見積入手、要件から2種選択、総会での決議

宅配ボックス
設置費用助成の申請

区窓口へ提出、もしくは郵送(連絡先を明記してください)

交付決定

宅配ボックス設置費用助成金交付決定通知書を発送します

宅配ボックス設置の契約・工事実施

完了報告書提出

区窓口へ提出、もしくは郵送

交付金額の確定

宅配ボックス設置費用助成金確定通知書を発送します

助成金の請求書提出

区窓口へ提出、もしくは郵送

助成金の着金を確認してください

問合せ先

港区 街づくり支援部

住宅課住宅支援係(本庁舎6階) TEL:03-3578-2229、2223、2224

詳しくは区HPをご覧ください。

